広報広域

すいどう

topics

水道料金を改定します
水質検査計画の概要
予算のあらまし

No.167
2023年4月号

SPRING
春

水道料金を改定します

企業団ホームページ
https://www.ishikousui.or.jp

令和５年２月発行の広報広域すいどう臨時号でお知らせしておりますが、企業団では、将来にわたって安心・安全な水道水をお届けしていくために、令和５年４月１日から水道料金を改定（平均改定率20%の値上げ）します。

水道料金の改定は、消費税率の改定を除き、平成６年度以来29年ぶりとなります。水道をご使用される皆さまにはご負担をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

※石巻市や東松島市が運営する下水道使用料等については変更ありません。
※水道料金改定に係るQ＆Aや口径ごとの水道料金早見表など、詳しくは企業団ホームページをご覧ください。

改定の理由

給水人口の減少などで水道事業の基礎となる水道料金収入の減少傾向が続く中、水道管など多くの水道施設で老朽化が進んでおり、計画的な更新が必要な状況となっています。

更新にかかる費用を確保し、災害にも強く安心して使える水道を未来につないでいくため、水道料金の改定を行うものです。

改定の内容

◆ 平均改定率：約20%
◆ 改定の時期：令和５年（2023年）４月１日

※令和５年６月請求分となる、令和５年５月のメーター検針分から新料金が適用されます。（臨時給水など、一部のケースを除く）

新料金表

※表中の金額は税込み額。（　）内は現行料金との差額。

	メーター口径 ※1	基本料金 ※2	水量料金 ※3 1㎥につき 0～10㎥	11～20㎥	21～50㎥	51～200㎥	201～500㎥	501㎥～
一般家庭用	13mm	1,628円 (+275円)	0円	286円 (+49.5円)	308円 (+55円)	352円 (+60.5円)		
	20mm	2,233円 (+374円)						
事業用（大口径）	25mm	2,574円 (+429円)	330円 (+55円)			352円 (+60.5円)	352円 (+55円)	352円 (+49.5円)
	30mm	3,256円 (+550円)						
	40mm	3,927円 (+660円)						
	50mm	7,843円 (+1,309円)						
	75mm	15,543円 (+2,596円)						
	100mm	27,302円 (+4,554円)						
	150mm	66,495円 (+11,088円)						
	200mm	－						

※１ メーター口径：水道を使用するご自宅等につながっている水道メーターの給水管部分の太さのことをいいます。
※２ 基本料金：使用水量に関わらず、お支払いいただく定額料金です。
※３ 水量料金：使用水量に応じて、お支払いいただく料金です。

	1㎥につき
公衆浴場用	121円(+19.8円)
臨時給水用	440円 (+77円)

改定料金の適用時期

令和５年（2023年）６月請求分となる令和５年５月のメーター検針分から改定後の水道料金（値上げ）が適用されます。ご使用の地区ごとに検針日が異なりますが、概ね下の図のような流れとなります（臨時給水など、一部のケースを除く）。

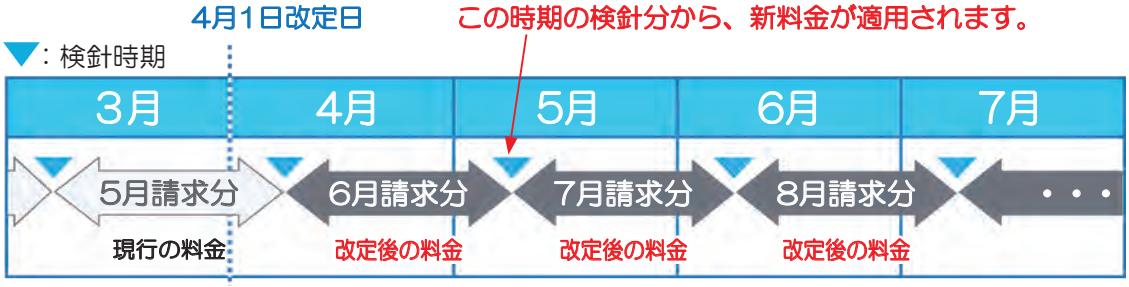

［令和５年度］水質検査計画の概要

水質検査計画は、水質検査の地点・項目・頻度などを示したものです。
水質検査は、水質管理の基本であり、水道水の安全性を確認するために必要不可欠なものです。水質検査計画及びこの計画に沿って実施した水質検査結果を公表し、水道水の安全性を水道使用者の皆さまにお知らせしていきます。

検査地点

① 水源（主要水源の北上川ほか）、原水（浄水処理する前の水）、浄水処理過程、各浄水場内
② 給水栓（蛇口）ー定期検査地点　給水区域内58カ所
　　毎日検査地点　給水区域内27カ所

水源(河川水)の採水の様子

検査項目と頻度

① 色・濁り・残留塩素（消毒の効果）の検査（毎日1回）
② 一般細菌、大腸菌などの9項目の検査（毎月1回）
③ 水質基準の51項目の検査（年1～4回）
④ 水質管理上留意すべきとされる水質管理目標設定項目の検査（年4回）
⑤ 企業団独自の管理項目の検査（年2～12回）
⑥ クリプトスポリジウム等対策指針に基づいた各原水の検査（年1～4回）

※ 記載の検査地点・項目・頻度は基本的なものであり、検査地点によっては、さらに項目を増やして水質基準の安全管理を徹底しています。

細菌類の検査の様子

■ 放射性物質のモニタリングについて

放射性物質（セシウム134・セシウム137）の測定を計画的に行い、測定結果を随時、企業団ホームページで公表します。

■ 検査結果の評価及び計画の見直し

水質検査計画に基づく水質検査結果は、水質基準や過去の検査結果などと比較して評価します。こうした評価や水道使用者の意見を受けて、必要に応じて計画の見直しを行います。

機器分析による検査

安心安全な水道水をお届けしています

皆さまにお届けする水道水は、常に水質基準を満たしていますが、水質検査の適正化や透明性を図るために、毎事業年度の開始前に水質検査計画を策定するよう法令により定められています。
検査地点・検査頻度・検査方法など水質検査計画の詳しい内容は、企業団情報公開コーナー及びホームページでご覧いただけます。

【問】水質検査係　☎73-2911

［令和５年度］予算のあらまし

水道事業の経営は、地方公営企業法に基づき独立採算制をとっており、お客さまにお支払いいただく水道料金収入を主な財源としています。

会計処理は「収益的収支」「資本的収支」の２本立てとなっており、令和５年度予算による主な施策と事業については４ページでご確認ください。

収益的収支（税抜き）

水道水をつくり届けるための経費と財源

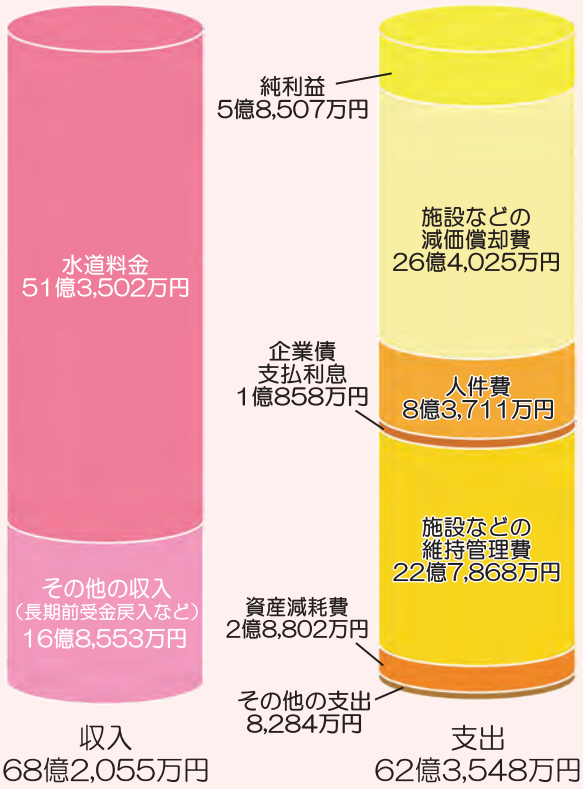

資本的収支（税込み）

水道施設を整備するための経費と財源

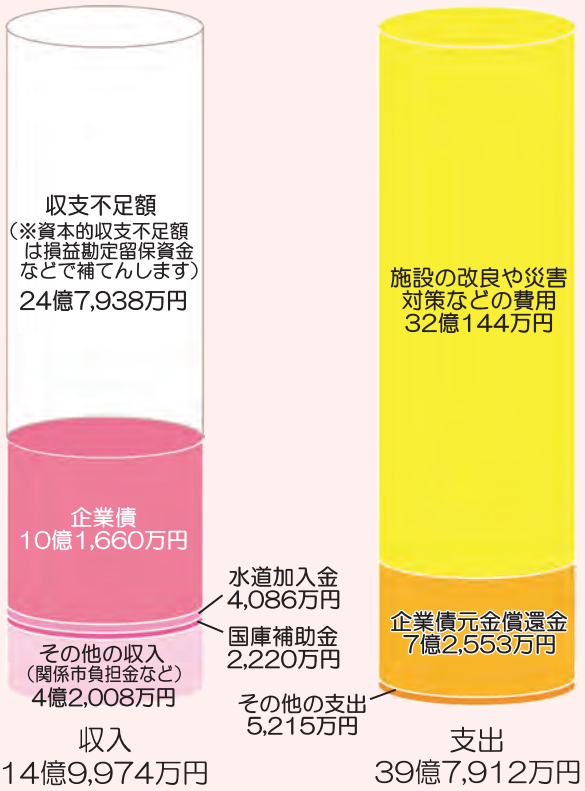

令和５年度業務予定量

区　分	令和５年度予算	前年度予算	前年度比較
給水栓数（栓）	79,925	79,711	214
年間総配水量（㎥）	22,599,000	23,685,000	△1,086,000
一日平均配水量（㎥）	61,915	64,890	△2,975

※上記予算の詳細は企業団ホームページへ掲載しています。

業務の状況

区　分	１月末現在	前年同月値
給水区域内人口	175,481人	177,794人
給水人口	175,164人	177,440人
給水栓数	79,829栓	79,713栓
配水量(累計)	18,990,220㎥	19,380,820㎥
配水量(1日平均)	62,674㎥	63,963㎥
有効水量(累計)	17,651,241㎥	17,929,326㎥
有効率	92.95%	92.51%

※配水量・有効水量は４月からの累計値

オフィシャルホームページ

企業団ホームページでは、本紙掲載のお知らせや各種情報をより詳しくご覧いただけます。

ホームページへアクセスしてみてね！

https://www.ishikousui.or.jp

主な施策と事業

基本理念
安全でおいしい水を 未来につなぐ

水道使用者の皆さまに、安心・安全な水道水を安定して提供するために、企業団の基本理念に基づく主な施策と事業をお知らせします。

安心して使われる水道水

安全な水の供給のため、水道法に基づく水質検査のほか、独自検査、放射性物質に関する検査を継続して実施し、水質の管理・監視に努めます。また、貯水槽水道利用者への法令に基づく点検や清掃などの周知のほか、鉛製給水管の解消に向けた取り組みについても充実を図ります。

令和5年度に予定する主な事業

◆須江山系導水管布設工事（その1）～（その3）
◆鮎川系（ナベコシ沢）導水管布設替工事（その1）
◆湊配水場配水池耐震補強工事（その3）
◆新山浄水場更新工事
◆中屋敷浦屋敷線配水管布設替工事

災害に強い水道

災害などの非常時にも安定した水の供給を可能にするため、水道施設の耐震化などを継続して実施していくほか、老朽化による漏水事故の削減に向け、配水管路の整備を実施していきます。

持続可能な水道事業経営

将来にわたり安定した水道水の供給を持続していくための経営基盤の強化と、必要となる更新事業の財源確保を図ることを目的に、令和５年４月１日から水道料金改定を実施するとともに、老朽化施設の計画的な更新を進めます。

また、将来の水需要の減少を考慮した浄水施設の統廃合や施設・管路のダウンサイジングなど、中長期的な視点に立った効率的な事業運営を検討していきます。

企業団議会報告

令和4年第3回定例会議決結果	11月29日に行われた第３回定例会の議決結果は次のとおりです。（議事録は企業団ホームページに掲載しています。）	
第９号議案	専決処分の報告並びにその承認を求めることについて（令和4年度石巻地方広域水道企業団補正予算）	原案承認
第10号議案	専決処分の報告並びにその承認を求めることについて（石巻地方広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例）	原案承認
第11号議案	石巻地方広域水道企業団給水条例の一部を改正する条例	原案可決
第12号議案	令和4年度石巻地方広域水道企業団補正予算（第2号）	原案可決

令和5年第1回定例会議決結果	2月1日から2月3日までの3日間の会期で行われた第1回定例会の議決結果は次のとおりです。（議事録は準備が整い次第、企業団ホームページに掲載します。）	
第１号議案	宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更について	原案可決
第２号議案	石巻地方広域水道企業団個人情報の保護に関する法律施行条例	原案可決
第３号議案	石巻地方広域水道企業団情報公開・個人情報保護審査会条例	原案可決
第４号議案	石巻地方広域水道企業団条例の読点の表記を改める条例	原案可決
第５号議案	石巻地方広域水道企業団職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第６号議案	石巻地方広域水道企業団職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	原案可決
第７号議案	石巻地方広域水道企業団職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第８号議案	令和５年度石巻地方広域水道企業団予算	原案可決
第９号議案	令和4年度石巻地方広域水道企業団補正予算（第３号）	原案可決

お引越しの手続きはお早めに！

お引越しなどによる水道の使用開始・中止・名義変更のお申込みは、お電話・インターネットで受付しております。

石巻地方広域水道企業団お客さまセンター
石巻市蛇田字新下沼9番6号
☎0225-96-4955
受付時間：午前8時30分から午後6時まで
（土・日・祝日・年末年始を除く）

ー受付時には下記の内容をご確認しますー

●新たに水道を使用される場合（使用開始）
ご入居先へ置いてある「水道をご使用されるお客さまへ」記載のお客さま番号・住所・氏名・電話番号・使用開始日

●水道のご使用をやめる場合（使用中止）
「水道使用量等のお知らせ」または「納入通知書」に記載されているお客さま番号・住所・氏名・電話番号・使用終了日・転居先住所

■インターネット受付（使用開始・中止）
https://www.ishikousui.or.jp
上記URLまたは欄内のQRコードからアクセスし、ご利用上の注意事項をお読みいただいてお申込みください。

漏水調査にご協力ください

貴重な水資源の保護と漏水による二次災害（道路の陥没、建物への浸水など）を未然に防止するため、漏水調査を実施します。
調査方法は、企業団が委託した調査員が、日中にご家庭を訪問して水道メーターや止水栓から漏水の有無を確認します（建物内での確認作業は行いません）。
なお、調査員は腕章を着用し、企業団発行の身分証明書を携帯します。

◆調査期間（予定）
令和５年４月から令和６年３月まで

【問】施設管理課　☎95-6712

掘削工事の際の水道管破損にご注意ください

各種の掘削工事による水道管の破損事故が多発しています。
水道管の破損は、周辺地域の断水や濁り水の発生、道路陥没などの二次災害の原因となりますので、掘削工事の際は、事前に地下埋設物調査を行ってください。
また、工事中に「不明管」を発見した場合は、切断せずに施設管理課までご連絡をお願いします。

【問】施設管理課　☎95-6712

漏水の情報提供にご協力ください

道路や宅地内で漏水を発見した場合は、下記まで情報提供をお願いします。

【問】施設管理課　☎95-6712

鉛管の布設替えにご協力をお願いします

お客さまが給水装置の改造工事を行う際に、公道などに鉛管を使用している場合、企業団の負担でポリエチレン管への布設替えを行っています。詳しくは、工事を依頼する指定給水装置工事事業者にお問い合わせください。

【問】給水課　☎95-6707

水道の工事は指定給水装置工事事業者へ

水道水の安全確保のため、給水装置の新設・改造・修理などの工事は、企業団が指定する「指定給水装置工事事業者」だけが行うことができます。
指定されていない工事事業者や個人では工事を行うことができませんので、ご注意ください。
「指定給水装置工事事業者」は、12月発行の広報紙や企業団ホームページでご確認ください。

【問】給水課　☎95-6707

使用者名義人の確認をお願いします

水道使用水量等のお知らせ（検針票）や納入通知書に記載されている使用者名義に変更や誤りがある場合は、お客さまセンターへご連絡ください。

【問】お客さまセンター　☎96-4955

水道料金の支払いは口座振替が便利です

口座振替のお申込みは、金融機関窓口・お客さまセンターで受付しております。

◆取扱金融機関
・石巻市・東松島市内の金融機関
・ゆうちょ銀行

◆申込みに必要なもの
「口座番号」「届出印」「水道使用水量等のお知らせ」

◆振替日
毎月22日（振替不能となった場合は翌月の11日に再振替）
・振替日が休業日の場合は、翌営業日となります。
・下水道をご契約のお客さまは、下水道使用料と合算して振替となります。

【問】お客さまセンター　☎96-4955

読者のみなさんより

クイズ応募ハガキから

広報広域すいどうを毎号欠かさずに家族で目を通しております。石巻市の水道は安全で安心して飲めます。これからも節水を心掛け大切に使用していきたいと思います。
（石巻市三輪田　Wさん　72才）

水道の広報紙を毎回楽しみにしています。冬の季節感がある表紙で、杉の木がとても美しく感じました。
（石巻市広渕　Nさん　58才）

水は命ある者全てに必要で大切なものです。日本の水道水は、企業団の皆様方のお陰で、安全で安心していつでも好きなだけ飲めて使えています。その当たり前にもっと意識を向けて、大切にムダ遣いをしないようにと日々心掛けております！企業団の皆様、いつも本当にありがとうございます!!
（東松島市大曲　Yさん　55才）

命の水の供給、いつもありがとうございます。これからも大切に使っていきたいと思います。「表紙から」を担当されている方は詩人ですね。いつも心に沁みます。
（石巻市小船越　Yさん　70才）

テレビやラジオ等で、「必要な事はホームページで」と話していることが増えましたが、「すいどう」は紙面で届くため、何度でも読み返すことができたり、家族で話し合えたりするためとても良いと思います！いつもありがとうございます。
（東松島市あおい　Kさん　75才）

世界広しと言えど、蛇口をひねってそのまま水が飲める国は十数か国のみ。その中に日本が含まれていることは素晴らしいことですね。
（石巻市大街道北　Cさん　70才）

季節感のある表紙をいつも楽しみにしています！寒い時も、暑い時も、お風呂上がりの水道水をいつも美味しくいただいています。
（石巻市桃生町　Tさん　66才）

29年ぶりの水道料金値上げには、人口減＝東日本大震災が今になっても影響することが、色々な面で悲しい事実ですが、改めて水の大切さを感じたので、気持ちと蛇口を引き締めようと思います。
（石巻市大街道南　Jさん　50才）

以前はお水を定期的に購入して飲んでいましたが、今は、石巻市の水道水が一番おいしいと思っています！これからもおいしい水をお願いします。
（石巻市大街道東　Hさん　45才）

水は1日2ℓ飲むと良いと聞き、実践しています。安心して飲める水に感謝していきたいと思いました。
（石巻市大街道東　Yさん　48才）

たくさんのご応募ありがとうございます

すいどうクイズにチャレンジ！

問題

水道事業の基本理念
「安全でおいしい水を ○○につなぐ」
上の○に入る言葉は次のうちどれでしょうか？

① 未来　② 明日　③ 将来

応募方法　ハガキに答え（番号）と住所・氏名・年齢・電話番号を書いて応募してください。
※ 上記ほか、水道に関するご意見、ご要望、広報紙の感想などもお待ちしております。

応募先　〒986-0861 石巻市蛇田字新上沼116番地
石巻地方広域水道企業団「すいどうクイズ」係

締め切り　令和５年４月30日（日）当日消印有効

賞品　正解者の中から抽選で10名の方に図書カード（千円分）をプレゼントいたします。
※ 当選者の発表はプレゼントの発送をもってかえさせていただきます。

お客さまからいただいた個人情報は、プレゼントの発送及び「読者のみなさんより」のコーナーのみに使用します。お客さまの承諾なく第三者に提供することはありません。

2022年12月号すいどうクイズの答え　③－4
正解者の中から厳正な抽選を行いました。

表紙から

地にも空にものどかに春の光が射す、花の咲き乱れた四月。
あちらこちらに、ピンク色の鞠のように群がって咲いているチューリップを見つけました。
あたりに漂う高雅な香りを、すうっと音を立てて胸一杯に吸い込むと、目を閉じていても伝わるほど、力強い生命の息吹を感じました。

東日本大震災から12年。
変化してきた街並みは、春の花々に彩られ、美しく豪勢に演出されているようです。
春の風を感じながら、そんなことを思い、撮影した一枚です。
当たり前の先にある、穏やかな営みを、安心安全な水道水と共にこれからも守っていきます。

花言葉：幸福、思いやり、優しさ

上下水道料金がスマートフォン決済アプリで納付できるようになります

令和５年４月１日から、上下水道料金をスマートフォンアプリでもお支払いできるようになります。納入通知書のコンビニ収納用のバーコードをスマートフォンアプリで読み込むだけで、いつでも簡単にお支払いができます。
（※スマートフォンアプリでお支払いされる場合、領収書は発行されませんのでご注意ください。）

◆対応するスマートフォンアプリ：**PayPay請求書払い、LINE Pay請求書払い、Pay B、au Pay**

※上記の詳しい内容は、企業団ホームページでご覧いただけます。

【問】お客さまセンター　☎96-4955

貯水槽水道の衛生管理は設置者の責任です

ビルやマンションなどの貯水槽水道は、水槽内にいったん水をためてからポンプを利用して水道水を供給する仕組みになっています。
受水槽や高置水槽などの管理が不十分な場合、衛生的な問題が生じるおそれがあり、設置者の皆さまには、定期点検・清掃のほか、検査機関による検査が義務付けられています。

◆受水槽や高置水槽の清掃及び水質検査を毎年1回以上定期的に行ってください。
◆水槽を定期的に点検し、有害物や汚染物による水の汚染を防止するための必要な措置を行ってください。

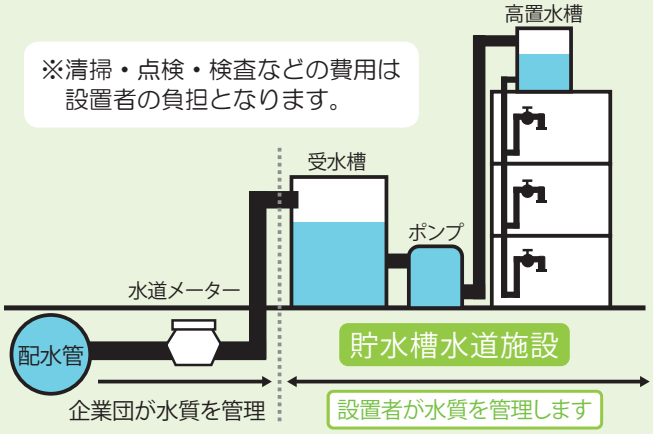

【問】給水課　☎95-6707

第64回 水道週間協賛懸賞募集(全国コンクール受賞者紹介)

◆作文　小学生高学年の部　入選
石巻小学校　４年　眞山悠子さん

◆図画　中学生の部　入選
蛇田中学校　３年　川綱奏多さん

※受賞者の学年等は、令和４年度当時のものです。

令和５年度 水道週間関係行事

企業団では、毎年６月に全国的に展開される「水道週間」に合わせ、水道の現状や課題について理解を深め、水道事業の取組みについて協力を得るための広報活動の一環として、令和５年度の水道週間関係行事を下記のとおり予定しています。

① **水道施設見学会**　※小学４年生対象
② **水道に関する作品コンクール**　（募集予定：４月中旬～６月中旬）
　◆募集対象：石巻市・東松島市の小中学生　◆募集作品：作文・標語・習字・図画（予定）
③ **水道DVDの貸し出し**　（実施予定：５月中旬～７月中旬）※水道事業のしくみなどを紹介した内容
④ **水道週間啓蒙用下敷きの配布**　「水道の水ができるまで」　※小学４年生対象（配布予定：５月上旬）

広報広域すいどう　2023年4月号　令和5年4月1日発行　　企業団ホームページ▶ 石巻 水道 検索
編集・発行　石巻地方広域水道企業団　石巻市蛇田字新上沼116番地　☎95-2847　keieikikaku@ishikousui.or.jp